

第4章 災害復興計画

計画の趣旨

第1 目的

大規模災害による市街地の面的な被災は、都市の機能や経済力の低下につながる。長期間にわたって都市の機能や経済力が低下した状態が続くと、その後の都市復興への活力を喪失させ、災害によるダメージが慢性化してしまうことが心配される。従って、市街地の被災規模が大きい場合等、早急かつ計画的な復興まちづくりの推進が求められる。

本計画は、被災程度に応じて早急に復興体制を確立し、被災市街地の円滑な復興を図ることを目的とする。

第2 基本目標

復興まちづくりには、被災市民の生活を再建することと、再び同じ経験を繰り返さないために防災都市を建設することの2つの側面がある。復興まちづくりは、この2つの側面を同時に満たしながら推進していくことが条件となる。

本計画では、被災市民の生活再建と防災都市建設とを整合させ得る「適正な復興プロセスの構築」を基本目標に、復興まちづくりのフレームについて定める。

第3 運用体系

1 復興まちづくりに関する調査・研究成果の活用

阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）以降、学术界をはじめとして、国や各自治体でも復興まちづくりに関する調査・研究が盛んに行われている。市川市においてもこれらの調査・研究成果を参考にするとともに、総合防災基礎調査等を通じて復興まちづくりについての知見を深め、必要に応じて、適時本計画を見直していくものとする。

2 日常時のまちづくりへの反映

復興まちづくりは、日常のまちづくり課題に対して極めて短期間で取り組むという性格のものでもあることから、計画内容には日常時のまちづくりにおいても参考とできる部分が多い。従って、復興まちづくりに限らず、日常時のまちづくりへの取組みにおいても、本計画を活用・反映させるものとする。

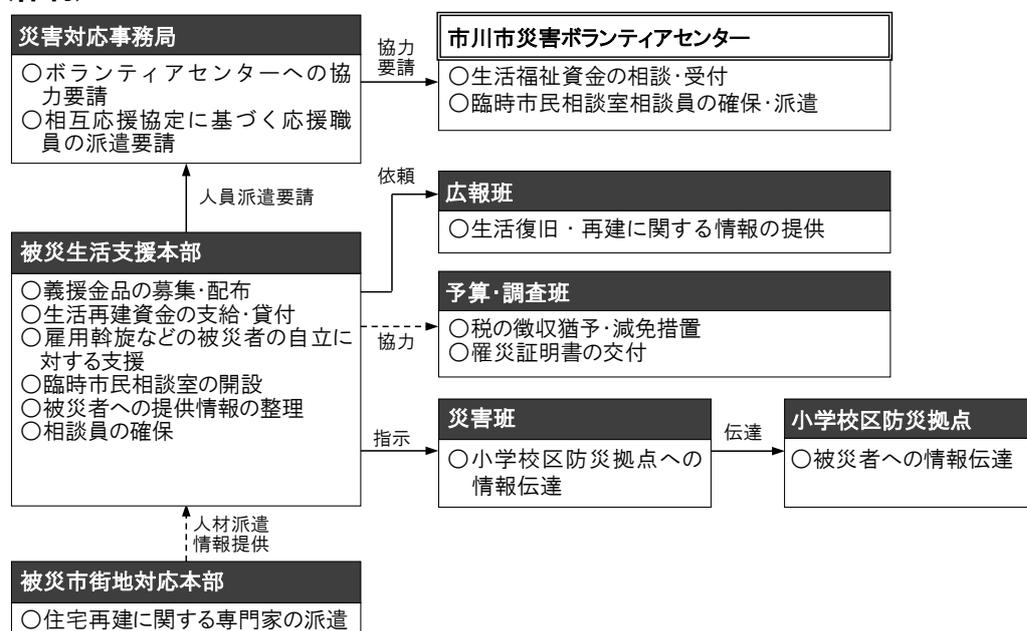
第1節 被災者の生活再建

第1 市民生活再建支援

<基本方針>

1. 災害時には、一切の財産を失ってしまう被災者も多く発生すると予測される。
2. 被災者の生活再建支援策として、被災生活支援本部では、り災証明の発行を急ぐほか、義援金品の配布、各種助成・融資制度の適用を検討、市税の減免や納入猶予等の措置、住宅再建や住宅確保の支援を実施する。

<体制>



<行動計画>

1 り災証明の発行（予算・調査班）

- (1) 被災建物応急危険度判定の調査結果等を参考として、住家被害認定調査の方針を立案し、被災市街地対応本部の協力を得て、住家被害認定調査を計画・実施する。
- (2) 調査結果に基づき、被災者個々人のり災データを作成・管理するとともに、り災者の申請により、り災証明を発行する。
- (3) り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、原則として住家がり災した場合に証明するものとする。
- (4) 証明手数料については免除する。

2 義援金品の募集・配布（被災生活支援本部）

- (1) 全国に向けて義援金品の募集を行い、被災者への配布方法の検討を行う。
- (2) 複数の市町村や都県にまたがる災害の場合、被災地全体で一括して義援金品の管理を行うことが考えられる。その際には本市を代表して、その活用方策の検討に参加する。

- (3) 義援金品を被災者に配布する際、被災生活支援本部が窓口となって対応する。なお、義援金品の活用法策については、本部会議の承認を得て、日本赤十字奉仕団等関係団体の協力のもと、被災者への配布を実施するものとする。
- (4) 義援品の募集に当たっては、内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、職員の負担になることから、原則、個人からの義援品については受け取らないものとする。

3 税の徴収猶予・減免（予算・調査班）

- (1) 予算・調査班は、被災した納税義務者等に対する市税の納税緩和措置として、地方税法第15条及び市川市市税条例第51条に基づいて、期間の延長、徴収猶予及び減免等、それぞれの事態に応じて適切な措置を検討する。
- (2) 税の徴収猶予及び減免等の措置が適切と考えられる場合、予算・調査班は、その旨を本部会議に報告し、本部会議の決定に基づいて、被災者への広報・通知を行う。

4 災害弔慰金等の支給（被災生活支援本部）

被災した市民が速やかに再起、厚生するよう、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市川市災害弔慰金の支給等に関する条例並びに市川市災害見舞金品支給規則に基づき、被災者に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害見舞金品の支給、災害援護資金の貸付等を実施する。

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害障害見舞金の支給
- (3) 災害見舞金品の支給
- (4) 災害援護資金等の貸付

5 被災者生活再建支援金の支給（被災生活支援本部）

本市域又は千葉県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、千葉県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建と被災地の速やかな復興を図る。

6 災害援護資金等の貸付（被災生活支援本部）

被災した市民が速やかに再起、更正するよう、被災者に対する生活再建資金の融資等を行い、被災者の生活の確保を図る。

7 その他の被災者の自立に対する支援（被災生活支援本部）

- (1) その他の支援として、職業相談、生活保護法の適用への対応等を図り、被災者の生活の確保に努める。
- (2) 災害救助法適用時には、郵便局では郵便物の無料送配や為替貯金・簡易保険の解約等の所要手続の簡略化の措置が講じられる。

8 臨時市民相談室の開設（被災生活支援本部、被災市街地対応本部）

- (1) 被災生活支援本部は、被災者への生活情報の提供や生活再建に向けた相談に応じるために、必要に応じて、臨時市民相談室を開設する。

- (2) 臨時市民相談室の主な相談業務として、被災者への経済的な支援、食糧・物資等の流通に関する相談、住宅の修理や住宅再建に関する相談等を想定する。
- (3) 臨時市民相談室において被災者に提供する情報は、被災生活支援本部が把握・整理し、被災者への相談業務に応じる。
- (4) 臨時市民相談室での相談業務は、被災生活支援本部の職員のほか、各相談の所管部署の職員や専門家等の協力を得て実施する。
- (5) 被災生活支援本部は、必要に応じて、市川市災害ボランティアセンターと連携して、臨時市民相談室相談員を確保する。
- (6) 被災市街地対応本部は、住宅再建に向けて建築、まちづくり、不動産及び法律の専門家等を臨時市民相談室に派遣する。
- (7) 被災生活支援本部は、女性の悩みや相談を受け付けるために、必要に応じて女性相談員を確保する。
- (8) 被災生活支援本部は、日本語を十分に理解できない外国人の相談に応じるために、市川市国際交流協会に支援を要請する等、外国語の通訳や外国語の相談を受けられる相談員を確保する。

9 生活復旧・再建に関する情報の広報（被災生活支援本部）

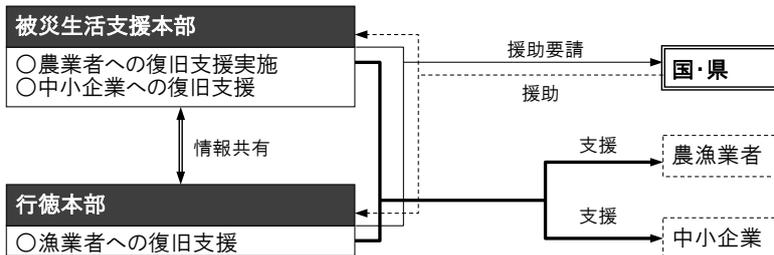
- (1) 臨時市民相談室における被災者への生活情報の提供のほか、被災者に提供すべき情報を随時整理し、被災者への広報に努める。
- (2) 広報班の協力を得て、広報活動を行うこととし、災害班や小学校区防災拠点を通じて、地区レベルでの被災者への情報伝達にも心がける。

第2 産業復旧支援

<基本方針>

1. 災害によって都市機能は一時停止し、公共施設の復旧等によって一応の復旧をした後も、多くの産業活動は低迷を続けることが予想される。
2. 被災生活が落ち着きを見せ、応急対応が一段落した時点で、被災生活支援本部及び行徳本部は、被災地の産業活動を早期に活性化していくために、農漁業者や中小企業を対象にした災害復旧助成事業等を実施する。

<体制>



<行動計画>

1 農漁業者に対する支援（被災生活支援本部、行徳本部）

- (1) 被災生活支援本部及び行徳本部は、被災地の農漁業者の被災状況を把握し、速やかな産業復旧による被災者の生活安定のために、必要に応じて、農漁業者に対する復旧支援を実施する。
- (2) 千葉県、国及び関係機関等による支援制度を活用する。

2 中小企業に対する支援（被災生活支援本部）

- (1) 被災生活支援本部は、市内の中小企業の被災状況を把握し、産業と経済活動を速やかに復旧させるために、必要に応じて、中小企業に対する復旧支援を実施する。
- (2) 千葉県、国及び関係機関等による支援制度を活用する。

第2節 復興まちづくり

第1 復興まちづくり

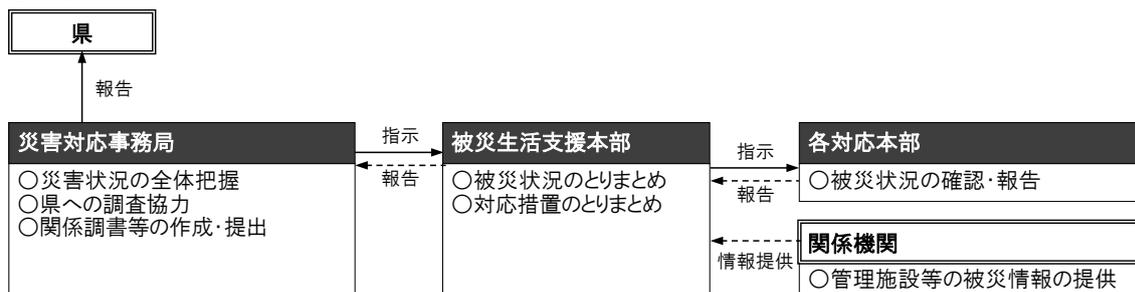
震災編 第4章 第2節「第1 復興まちづくり」に準ずる。

第2 激甚災害の指定に関する計画

<基本方針>

1. 災害による被害の規模が甚大な場合、災害復旧を実施するためには膨大な費用がかかる。
2. 災害対応事務局は、災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施するため、特別な財政措置が行われるよう、早期に激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律の指定を受けるべく、被害状況調査等を行う。

<体制>



<行動計画>

1 激甚災害指定の手続（災害対応事務局）

- (1) 速やかに激甚災害指定の手続を進めるため、各対応本部は現地対応拠点等への指示や報告により、発災直後から迅速かつ正確な被害情報の把握及び整理を行い、被災生活支援本部に報告する。
- (2) 災害対応事務局は、被災生活支援本部からの報告を整理し、本市全域としての災害状況を整理する。
- (3) 整理した災害状況を速やかに千葉県に報告するとともに、千葉県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (4) 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、千葉県各部局に提出する。